

# 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

## ①毎月勤労統計にかかる改正

### 1 改正理由

厚生労働省において、毎月勤労統計の再集計に伴い労働者災害補償保険法に基づく給付基礎日額について増額の告示改正をすることとされている（平成31年4月1日施行）。この給付基礎日額のうち最低保障額を、地方公務員災害補償法に基づく平均給与額のうち最低保障額の基礎として用いていることから、地方公務員災害補償法における最低保障額も増額の告示改正をすることとしたところ（平成31年4月1日施行）。

労働者災害補償制度においては、上記の告示改正に伴い増加する額（その額を現在価値に見合う金額にするための加算額を含む。）を追加給付するための保険給付等の額を定める省令改正を行うこととされたことから、地方公務員災害補償制度においても、労働者災害補償制度と同様、上記告示改正に伴い増加する額及びその額を現在価値に見合う金額にするための加算額を追加給付するための補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）の額を定めるため省令改正を行うものである。

(参考)

1. 毎年8月1日に適用している労災保険法の給付基礎日額の最低保障額 × 官民較差率  
⇒当該年度の4月1日から補償等の最低保障額として適用している。
2. 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要  
(平成31年3月11日 第74回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会 資料2-1抜粋)  
今般、毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたこと等により、スライド率や最低保障額が低くなっていた場合があったことを踏まえ、過少給付であった方については、その差額に相当する分等を追加給付として支給することとしている。

### 2 改正内容

上記1の差額及び加算額の追加給付を行うため、平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等のうち、平成31年4月1日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（以下「改正前の補償等の額」という。）を、平成31年4月1日以後毎月勤労統計の再集計等に伴い改正された総務大臣告示の平均給与額を基礎として支払われる補償等の額から改正前の補償等の額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及びその差額に総務大臣が定めた率を乗じて得た額（加算額）を改正前の補償等の額に加えた額とするもの。

### 3 施行期日

平成31年4月1日